

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年8月21日第13回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 日高信行・戸田和代・久保田純一・石堂季男
3. 欠席委員
(公選) 上妻廣美
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
日程 第5 議案第3号 非農地証明について
日程 第6 議案第4号 有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議について
日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事
(議長) ただいまから、平成27年第13回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、6番小山田委員、7番戸田委員を指名します。
(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(議長) 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。
(議長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数6件、筆数16筆、面積34,937㎡、畑31,843㎡、田3,094㎡。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願いたします。
(議長) 次に第1項の順位1について、担当調査委員の11番日高信行委員の説明をお願いします。
(11番委員) 11番日高信行でございます。議案第1号第1項順位1について説

明をいたします。去る8月10日、午後1時30分より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積347㎡です。譲渡人、住所 神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇3丁目12番5-302号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 熊毛郡中種子町納官〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が農業廃止、譲受人が経営拡張となっております。〇〇さんにつきましては、〇〇〇〇さんの叔母さんにあたるようでございます。場所につきましては、納官校区の〇〇〇〇より南へ下りますと、150m くらい走りますと〇〇〇〇が左側にあります。手前の入り込みを入った右側、ちょうど〇〇〇〇の真裏になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いをいたします。以上です。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。3条所有権移転、議案第1号第1項順位2について説明いたします。去る8月17日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地の現地調査を実施しました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積516㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積160㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,992㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積4,716㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,108㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇〇-1、地目畑、面積78㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇〇-2、地目畑、面積784㎡です。譲渡人、住所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇793番地、〇〇〇〇さん。譲受人が、住所 熊毛郡中種子町納官〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、中線を新空港方向に走って行きまして、古房を通過しまして、〇〇〇〇に入る手前に〇〇〇〇の家が右手にあります。それを約〇〇m くらい行ったところを右、左下に〇〇さんのお宅があります。その入り込みの1枚、2枚と、その周辺の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も十分に達していますので委員の皆様のご審議を、宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位3について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。3条申請所有権移転、議案第1号第1項順位3について説明いたします。去る8月18日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査をいたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-37、地目畑、面積5,719㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積4,749㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-15、地目畑、面積4,352㎡です。譲渡人、住所 熊毛郡中種子町増田〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人が、住所 熊毛郡中種子町増田〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈、経営開始となっております。場所については、中線をずっと行きますと、二十番集落に入っていくまして、〇〇〇〇を右に入っていくまして、そこを100mくらい行きますと、十文字になっておりまして、〇〇〇〇さんの自宅を左側に下りまして、約150mくらい行ったところに、〇〇〇〇さんのお父さんの〇〇があります。その〇〇〇〇の畑3枚です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位4について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番の日高隆克です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位4について説明します。去る、8月10日午前10時より、譲受人の父にあたります、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-63、地目畑、面積は2,630㎡。もう一筆、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積338㎡です。譲渡人、住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、338㎡の〇〇〇の場所は、〇〇〇〇〇〇から海岸線へ向かう方向に下がりまして、約〇〇〇m ちょうどの所の右側の畑です。それから2,630㎡の〇〇の畑は、その所がちょうど三文字になっておりまして、そこから左に上

がると、ちょうど〇〇 m の地点に集落の山林があります。その山林をくぐるかたちで道ができておりまして、そこから〇〇 m ほど行った畑です。〇〇はちなみにその山林の東側の方になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しておりまして、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関してもこれまで通り支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひします。

(議 長)ご苦勞さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位5について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番の日高です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位5について説明をします。去る、8月10日午前10時半より、譲渡人の〇〇〇〇さんの夫にあたります、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積は3,354㎡です。譲渡人、住所熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、広域農道から〇〇〇〇という看板のあるところを曲がって〇〇方面に向かひまして、ちょうど1kmでした。〇〇〇〇さんの自宅が左手にあります。それを〇〇〇〇方面に右に曲がりますと、ちょうど200m行ったところに〇〇さんの〇〇さんの〇〇〇〇さんの家がありまして、それから〇〇 m 程行ったところの、左側の圃場整備された畑です。現在さとうきびが植えてありました。調査の結果、労働力、農業機械を確保しておりまして、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位6について、担当調査委員の6番小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番小山田です。議案第1号第1項順位6について説明をいたします。8月19日午後6時30分、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字田島、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積1,705㎡。大字田島、

字〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積 1,389 m²です。譲渡人，住所 熊本郡中種子町坂井〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 熊本郡中種子町坂井〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が経営拡張となっております。場所については，屋久津から〇〇〇〇方面に海岸線をまっすぐ走りますと，〇〇〇〇がございませぬ。そのちょっと先に川がございませぬが，その橋を渡りきってすぐ〇〇に川沿いに〇〇〇〇 m 進みますと，構造改善された田浦に突き当たります。その田浦の〇〇1枚2枚でございませぬ。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われませぬ。委員の皆様方のご審議の程，宜しくお願ひいたします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませぬか。

(事務局)別にありませぬ。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませぬか。

(委 員)ありませぬ。

(議 長)質疑なしと認めませぬ。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位6については許可することにございませぬか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めませぬ。従って，議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1から順位6については，許可することに決定します。

(議 長)次に，日程第4，議案第2号，農地法第5条申請についてを議題とします。第1項順位1について，担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい，12番下村です。議案第2号第1項農地法第5条申請について説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1。申請農地の表示，大字野間，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番4，地目畑，地積955 m²。譲渡人 〇〇〇〇さん。住所 神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇489番地4〇〇〇〇A202でございませぬ。転用目的ですが，駐車場および資材置場。申請理由，造園，土木建築業を営んでいるが，駐車場と資材置場が不足しているため，今般，申請地を購入のうえ，駐車場・資材置場に転用し，利用したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域内，農振農用地内，1種農地(集落接続施設)。棟数・面積，駐車場615 m²。資材置場340 m²。合計955 m²です。この案件につきましてもは，先般8月14日午前9時20分より，濱脇会長，石堂委員，鮫島安平委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立ち合ひの下，現地を調査いたしました。場所といたしましてもは，栄町十文字を〇〇方面に向かいまして，右の方に上がりまして，〇〇〇に出て，ちょっと上中の方に向かいますと〇〇〇〇がござ

います。その角を横町線に入りますと、ちょうど左側に〇〇〇〇さん宅があります。その〇〇さん宅の前でございますが、ちょうどその次に〇〇〇〇がありますが、その間の畑でございます。この案件は申請者が造園、土木建築業を営んでいるが、駐車場と資材置場が不足しているため、申請地を購入し、駐車場、資材置場として、転用し、利用したいとのことです。昭和53年度に圃場整備がなされていますが、農用地区域除外申請中であり、県の見解も除外可能であろうということです。また、隣接に住宅がありますが、転用内容の同意を得ているところでございます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(委員)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号、農地法第5条申請についての第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号、農地法第5条申請についての第1項順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長)次に第2項の順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。事務局です。総会資料の3頁をお開き下さい。平成27年7月23日、第12回定例総会にて保留案件となりました議案第2号第2項順位1農地法第5条申請について申請人に保留内容を伝え回答を求めました。その後、平成27年8月10日に、当該計画を中止することでの取り下げ願いが出され、受理いたしました。以上でございます。

(議長)保留案件につきましては、取り下げ願いが出されたということで、受理し、その旨、申請者に伝えることといたします。

(議長)次に日程第5議案第3号非農地証明についてを議題とします。第1項の順位1について、担当調査員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)議案第3号第1項順位1非農地証明について説明いたします。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番7、もう一筆は、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番8、台帳地目は両方とも畑です。地積は82㎡で宅地。もう一つは35㎡の宅地となっています。所有者は〇〇〇〇さんです。この案件につきましては先般8月14日、午前9時より、石堂委員、鮫島安平委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの

下、現地調査を行いました。場所につきましては、中種子〇〇〇〇から、〇〇 m 程国道の方へ進み、南側の〇〇さんの自宅の周りになります。申請理由は土地地目は畑ですが、昭和39年以前から耕地として利用せず、現況は宅地となっております。この土地は申請人の自宅や近隣宅地に密接に隣接しており、農業の生産性は低いと捉えております。現地調査の結果、非農地が妥当だと判断しました。委員の皆様のご審議を、宜しく申し上げます。

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ございません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の第1項順位1については、許可することに決定しました。

(議長) 次に、日程第6、議案第4号、有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議についてを議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局長) それでは私の方で説明させていただきます。5頁をお願いいたします。議案第4号有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議について説明をいたします。本案件は平成27年度において、鳥獣被害対策実践事業、農林水産課が行っている事業でございますが、国庫補助金が大幅に削減され、本町においても、電気柵、金網柵の整備事業費で、733万円の要望に対し、内示額が499万円と243万円の減額内示となっており、また緊急捕獲活動事業では445万円の要望に対し、内示額が256万円と189万円の減額内示となっております。さらに、減額分の増額補正対応も国としては現在のところ考えていないということでございます。このような状況をふまえて、去る7月の28日に開催された、熊毛地区の農業委員会連絡協議会総会で、この建議書の提出について承認がなされ、熊毛1市3町の農業委員会で、本建議書のとおり農林水産大臣宛に建議してよろしいかご提案するものでございます。建議の内容につきましては、1番、平成27年度予算において、有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等の増額を図ること。2番、平成28年度以降についても有害鳥獣対策関連事業等に関する財政支援を充実すること。このような建議事項で提出するというところでございます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長) これから審議を行います。質疑、意見はありませんか。

(11番委員) はい。

(議 長)どうぞ，11番。

(11番委員)過去こういうふうな事例があったと思いますけれども。この建議によって再交付といいますか上積みがあった事例があるのでしょうか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)私の知っている範囲では，この建議が直接，国の予算を動かしたということは承知をしていないところでございます。しかし，農業委員会として，このような状況の中で，農業委員会が果たす建議という役割を十分に発揮することが重要であり，1市3町で，今回，こういった建議を行うということでございます。

(11番委員)わかりました。

(議 長)よろしいでしょうか。

(11番委員)はい。

(議 長)他に質疑ありませんでしょうか。どうぞ，1番。

(1番委員)1番鮫島です。是非，建議を皆さんと一緒に出していただきたい。

私も今日，午前中自分の畑をちょっと見て回ったんですけども，網は立てているんですけども，噛み破って，中に入られて，きびも食われるし，芋も食われるというのが結構見受けられます。まあ，山手の方ですけども，そういう苦労はやっぱり国の方での助成もいただきながら，鉄筋とかですね，そういうようなところでやらないと被害に遭うというのが現実でございますので，まったくこの通りで建議を出していただきたいというふうに私からもお願いをいたします。

(議 長)はい，ありがとうございました。他に質疑ありませんか。3番お願いします。

(3番委員)3番雨田です。これは国の方に補助金の申請をするんですけども，鹿児島県自体で，各市町村に種子島以外にもこういう被害がおきていると思います。その中でですね，鹿児島県にも，こういう被害のある地域が助成をして下さいと，もちろん町もするでしょうけども，町の補助金は微々たるものでしょうから，県の方にも被害の申請をしてもらいたいというふうに私はお願いをしておきます。県の方ですね。県の方にも。

(議 長)はい，事務局お願いします。

(事務局)はい，今回の，この建議については，国庫補助金の減額に伴うものですから，国の方にとということで。今後また，県の方の予算等の変更があればまたそういった対応もしていきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

(3番委員)はい，お願いしておきます。

(議 長)他に質疑ありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号については決定することにご意義ありませんか。

- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。従って、議案第4号有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議については決定し、農林水産大臣宛に建議書を提出いたします。
- (議長)次に、日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成27年8月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転3件、賃貸借権7件、筆数37筆、面積85,711㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の7頁から24頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。
- (議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第13回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者